

## 人事院公示第2号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則9—144（平成30年4月1日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成30年2月1日

人事院総裁 一 宮 なほみ

### 1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

### 2 委任する権限及び所掌事務

一 人事院規則9—144（平成30年4月1日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第1条第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

二 規則第2条第2号ロ、第4号、第5号若しくは第7号又は第3条第2号、第3号ロ、第5号ハ、第6号若しくは第7号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

三 規則第3条第8号の規定に基づき、号俸を調整する職員について承認すること。

四 規則第4条の規定に基づき、別段の取扱いをすることについて承認すること。

### 3 委任の効力の発生する日

平成30年4月1日

4 平成27年人事院公示第3号、平成28年人事院公示第1号、平成28年人事院公示第18号及び平成29年人事院公示第21号は、廃止する。